平成２３年（フ）第１６３号
群馬県前橋市昭和町２丁目18番28―202号
昭和マンション
債務者　佐藤　幸宏
1　決定年月日時　平成23年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月５日まで
前橋地方裁判所

平成２３年（フ）第１６４号
群馬県前橋市昭和町２丁目18番28―202号
昭和マンション
債務者　佐藤　晴美
1　決定年月日時　平成23年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月５日まで
前橋地方裁判所

平成２３年（フ）第１６６号
群馬県前橋市下新田町759番地６
債務者　堤　　明良
1　決定年月日時　平成23年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月５日まで
前橋地方裁判所

平成２３年（フ）第１６７号
群馬県前橋市下新田町759番地６
債務者　堤　　安子
1　決定年月日時　平成23年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月５日まで
前橋地方裁判所

平成２３年（フ）第１６８号
群馬県前橋市下新田町759番地６
債務者　堤　　清
1　決定年月日時　平成23年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月５日まで
前橋地方裁判所

平成２３年（フ）第１７２号
群馬県伊勢崎市市場町１丁目169番地18
債務者　五十嵐宣夫
1　決定年月日時　平成23年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月５日まで
前橋地方裁判所

平成２３年（フ）第１２８号
群馬県高崎市上佐野町786番地　市住205号
債務者　城　　兼男
1　決定年月日時　平成23年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月５日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第４１６号
千葉県市原市今津朝山432番地６サンセリテ朝山105
債務者　藤野　和子（旧姓奈良輪）
1　決定年月日時　平成23年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月５日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第２０４号
神奈川県愛甲郡愛川町角田4599番地の８
債務者　松橋　律子
1　決定年月日時　平成23年５月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月５日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第７１号
静岡県静岡市駿河区西脇578番地の２、前住所静岡県裾野市呼子３丁目８番５号
債務者　鈴木　秀明
1　決定年月日時　平成23年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月５日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第２６６号
京都市伏見区下鳥羽南円面田町93番地
債務者　向井菜津子
1　決定年月日時　平成23年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第３４４号
京都市伏見区東奉行町４番地　桃陵団地39棟205号
債務者　岡田たゑ子
1　決定年月日時　平成23年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第４０３号
京都市北区紫野上柏野町52番地
債務者　堀井　和彦
1　決定年月日時　平成23年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第５１２号
京都府宇治市広野町西裏18番地の１
債務者　カークラブエクセルこと　栗田　康博
1　決定年月日時　平成23年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第５２８号
京都市伏見区向島善阿弥町25番地１　スクールサイド観月404号
債務者　及川　和士
1　決定年月日時　平成23年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第５５５号
京都市西京区大原野西境谷町３丁目６番地２棟103号
債務者　南　　洋子
1　決定年月日時　平成23年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第５６２号
京都府京田辺市河原神谷66番地　23―308
債務者　矢野　義孝
1　決定年月日時　平成23年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係